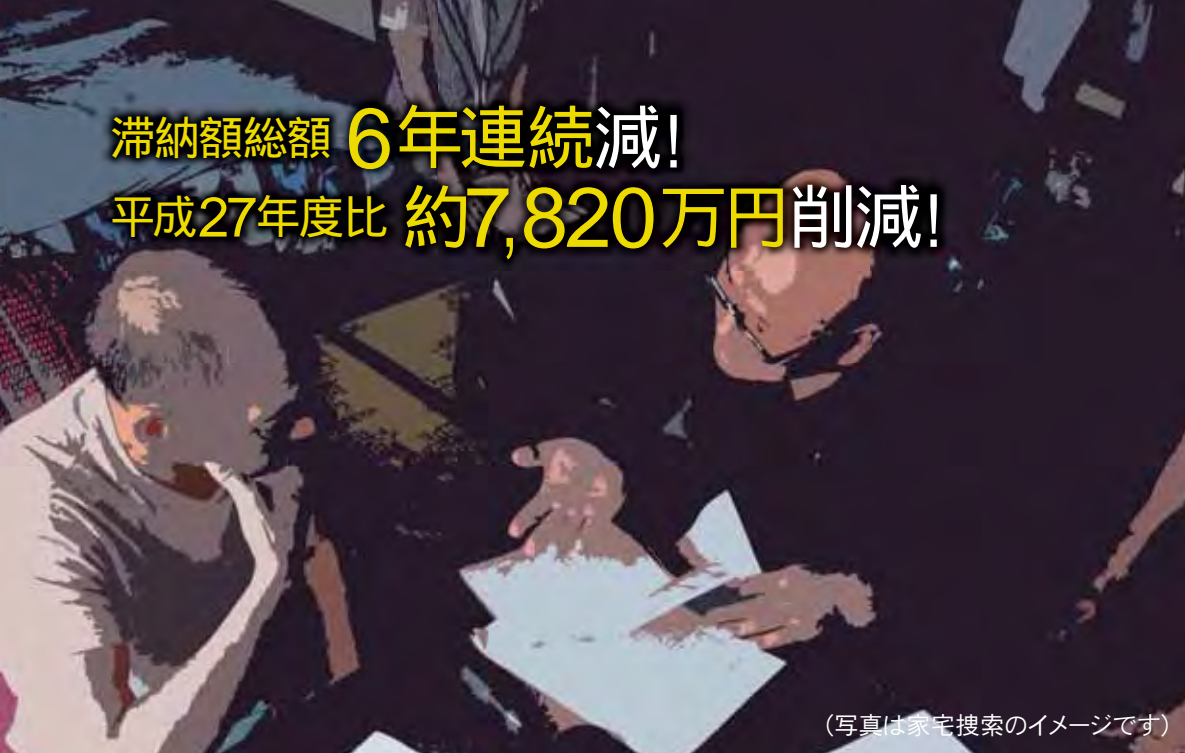


滞納額総額 **6年連続減!**
平成27年度比 **約7,820万円削減!**



(写真は家宅搜索のイメージです)

真庭市では、合併特例措置の縮減が平成27年度から始まったことに加え、人口減少により普通交付税が減少するなど、今後も厳しい財政状況が予想されます。そうした厳しい状況の中で、市が直接徴収する市税や保険料、使用料といった約100億円の自主財源は、確実に収入としていかなければなりません。

今回は、そうした「自主財源の確保」と期限内に納付した人との「負担の公平性」を保つため、真庭市が取り組んでいる『滞納整理』について紹介します。

負担の公平性と自主財源の確保のため 債権回収を徹底強化します

真庭市の滞納整理状況

真庭市の滞納金総額は、平成21年度には「10億円」を超えていました。市が直接徴収する債権（税金・使用料・保険料・貸付金・負担金などの収入源）が、年間約100億円ということを考えれば、その深刻さは明らかです。

そこで市では、平成21年度に「真庭市市税等滞納整理対策本部」を設置して、全庁を挙げて滞納整理に取り組むこととしました。しかし、当時は今と違い徴収グループを編成して、滞納者の自宅を訪問して支払いを求めめる『訪問徴収』を行っていたため、目に見える効果は上げられませんでした。

『訪問徴収』から『強制徴収』へ

『訪問徴収』は、滞納者だけを訪問し徴収するという「過剰サービス」であることや、10億円という多額の滞納金の回収を進めるため、平成22年度から本格的に『強制徴収』に力

を入れていきます。『強制徴収』では、市税であれば地方税法に基づき、督促状を送付した後、10日を経過して納付がない場合に預貯金や給与などといった財産の差し押さえを行います。

導入当時は、急に差し押さえられた滞納者からの苦情が多くありましたが、法令に従って着実に『強制徴収』を進めた結果、平成23年度から滞納金総額が減少に転じ、効果が表れてきました。

全庁を挙げて回収を強化

平成25年度には、このノウハウを市が抱える他の債権の回収や適正管理にも生かすため、『真庭市債権管理条例』を施行するとともに、それまでの「徴税課」から「債権回収対策課」に改組。各課の担当者を集めた会議などの開催を重ねて債権の管理と回収のスキル向上を行った結果、近年は公営住宅使用料や水道使用料といった「私債権」の滞納額的大幅な減少にも繋がっています。

担当課で差し押さえを実施！ ▼強制徴収公債権

介護保険料や後期高齢者医療保険料などの債権は、差し押さえなどの滞納処分を行うことができるため、平成27年度からは各担当課が差し押さえを行っています。各担当課で扱う債権のうち、特に徴収困難な案件については、担当課が変わって債権回収対策課が業務を行うことで徴収を一元化しています。

また債権回収対策課では、平成28年度に預貯金や生命保険、給与などの「差し押さえ」を571件（回収額約6273万円）行ったほか、国税徴収法に基づき滞納者の自宅などで財産の発見や生活状況を把握するための強制捜査を行う「家宅捜索」を53回、他の行政機関などの差し押さえなどに真庭市分の配当を要求する「交付要求」を26件行いました。

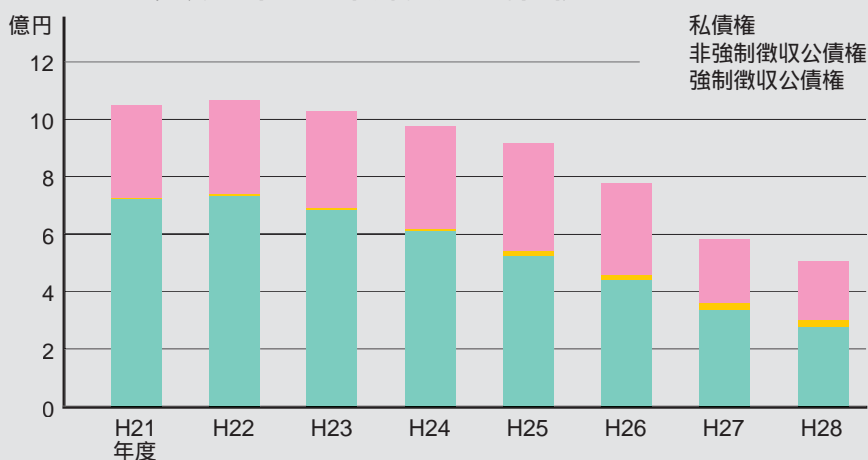
差し押さえの件数と金額

(平成28年度) (単位:円)

区分	件数	金額
預貯金	348件	31,463,905
生命保険	59件	6,517,692
動産	53件	11,685,543
還付金	25件	905,232
給与	23件	734,700
共済保険	17件	1,528,258
現金	14件	2,720,033
その他	32件	7,177,568
計	571件	62,732,931

※差し押さえ後の自主納付額を含む

真庭市の滞納額の推移



(単位:万円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
私債権	32,101	32,965	33,769	35,659	37,308	31,615	22,312	20,238
非強制徴収公債権	161	188	203	254	1,613	1,576	1,715	1,695
強制徴収公債権	72,609	73,311	68,600	61,354	52,772	44,300	34,066	28,340
計	104,871	106,464	102,572	97,267	91,693	77,491	58,093	50,273

▶債権の種類について

市の債権は、大きく3つに分けることができます。

「私債権」……………公営住宅使用料や水道使用料など

「非強制徴収公債権」…幼稚園使用料や合併浄化槽使用料など

「強制徴収公債権」……市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料など

こうして差し押さえたもののうち、家財道具や車といったいわゆる「動産」は、インターネットオークションや公売会に出品するほか、期間入札（競売）を行うなどし、滞納金に充当しています。

さらに、平成28年度から実施している「タイヤロック」による車の差し押さえは、即日完納に結びついています。平成28年度は16件で徴収額が約307万円と大きな成果を上げました。

▼その他の債権

債権を回収するにあたり裁判所の手続きが必要な「非強制徴収公債権」と「私債権」については、各担当課が行政サービスの制限や納付相談などを行い、納付を促しています。しかし、納付意識が希薄な滞納者に対しては、担当課が「支払督促」や「通常訴訟」などの訴訟手続により支払いを請求します。こうした裁判所が関与する手続きでは、平成27年度と同様に平成28年度も完納もしくは分納となり成果を上げています。引き続き納付に応じない滞納者に対しては訴訟手続を行い、訴訟手続に移した場合は、滞納金と「法的措置に要する費用」などを合算した金額を請求します。



即日完納に効果を上げているタイヤロック

自主財源確保と 負担公平のために

真庭市では、普通交付税の合併特例措置の縮減が平成27年度から始まったことに加え、算定の基礎要素となる人口が減少したことさらさらには普通交付税が減少するなど、今後も厳しい財政状況が予想されます。そのため、『財源確保』と期限内に納付した人との『負担の公平性』を保つことを

最優先に考え、法令・法規に基づく滞納整理をより一層強化していきます。滞納になった債権には、督促手数料や延滞金(利息)が加算されます。このことは、滞納者本人の負担となるばかりでなく、家族の人にも大きくのしかかっていますので、必ず期限内の納付にご協力いただき、もし納め忘れなどにより未納になった場合でも、督促状が届きますので早期納付をお願いします。

真庭市も参加します! 岡山県市町村合同公売会

出品数
約300点

12月3日(日) 午前9時開場 / 体験学習施設 百花プラザ

(岡山市東区西大寺南一丁目2番3号)

岡山県内18自治体等では、税の公平性と自主財源を確保するため、差し押さえた財産(家電製品や食器など)を売却して滞納税に充てることを目的に合同公売会を開催します。日用品を格安で手に入れたり、掘り出し物を見つけることができるかもしれません。皆さんぜひ奮ってご参加ください。

- ▶出品リスト 出品目録など詳細は、決定次第、岡山市のホームページなどでお知らせします。
- ▶参加団体 岡山県内18自治体等
- ▶当日必要な物 ①購入代金、②本人確認証(免許証や保険証など)、③印鑑(認印可。法人の場合は代表印)、④代理人の場合は委任状
- ▶問い合わせ先 岡山市役所収納課 TEL086-803-1147

真庭市で初開催! 合同公売会 in 真庭

出品数
約235点

10月15日(日) 午前9時開場 / 落合総合センター

▶問い合わせ先 債権回収対策課 TEL0867-42-1115(FAX1240)

奨学金は、 世代を超えて贈り合おう ふるさとからのエールです

「勉強したい」を市民で応援

真庭市では、経済的理由によって就学が困難な学生に、学費の一部を無利子で貸し付ける奨学金事業を行っており、その財源の一部は、市民からの信託として市の一般会計より支出しています。それは、真庭市民の「人生の可能性を広げてほしい。そして、真庭市で元気に生活してほしい。」という気持ちの表れです。

大部分を返還金で運営

奨学金は、貸し付け時の約束に基づいて返還しなくてははいけません。また奨学金は、財源の大部分を償還金(返還金)で賄っています。約束どおり返還することは、真庭市民の信頼に応えることであると同時に次世代の人の人生を応援することになるのです。

しかし現在、奨学金償還金の収納

率は、約90%です。病気や家庭の事情など、やむを得ない事情による場合もありますが、日々の生活が忙しくて納付が遅れてしまうことや他の支払いをしてしまい納付ができなくなってしまうこともあるかもしれません。このため、真庭市では、口座振替による納付を推進しています。納め忘れを防止し納付の手間を減らすことで、返還する人の負担を減らしたいと考えています。

悪質な滞納者には法的措置も

しかしながら真庭市では、正当な理由がなく滞納し、誠実な対応をしない悪質な滞納者に対しては、「支払督促」などの訴訟手続といった法的措置を講じることもあります。

奨学金は、世代を超えて贈り合うふるさとからのエールです。期限内に誠実に返還し、次の世代の人たちにエールを繋ぎましょう。

水道水を将来に渡って 安心して利用いただくために、 期限内の納付にご協力ください

水道料金は大切な収入源

水道事業は、利用者の方へ「安全」な水道水を、「安定」して供給することを使命としており、そのための水質管理や施設の整備・更新などを行っています。こうした費用のほとんどは、水道料金（平成28年度決算額・水道事業会計と簡易水道事業特別会計、合わせて約9億3200万円）を大切な財源として運営しています。

滞納者には「給水停止」を行います

水道課では、期限内に納めていただいている利用者との公平性を確保するため、水道料金を納めていただけない滞納者には「給水停止」を行っています。平成29年度は8月末までに90件の給水停止予告書を送付し、23件の給水停止を行いました。この取り組みにより、79名から約4



バルブを閉め、金属製の蓋を取り付けて施錠する「給水停止」

02万円の水道料金を納めていただいています。（同8月末現在）

また、給水停止をしてもなお、納付いただけない滞納者に対しては、裁判所を通じた「支払督促」を行っています。その支払督促を受けても納付に至らない場合は、最終的に財産の差し押さえなどの強制執行により徴収することになります。

水は大切なライフライン

水は、私たちの生活に欠かすことのできない大切な「ライフライン」の一つです。市民一人ひとりの方から納めていただく料金により維持している水道を、将来に渡って安心して利用いただくために、水道料金は期限内に確実に納めていただくようお願いいたします。

給水停止Q&A

Q・未納の水道料金を休日に支払った場合、すぐに給水停止を解除してもらえますか？

A・給水停止の解除は、開庁日にしか行いません。

（開庁日：月曜日～金曜日
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。時間は、午前8時30分～午後5時15分）

生活総合相談窓口にご相談ください

仕事や借金、病気などをはじめとする様々な生活上の悩みごとから生活困窮に陥ることがあります。生活総合相談窓口では、そのような相談者の不安な気持ちに配慮しながら、問題の整理や解決方法について一緒に考えます。また、相談内容に応じて複数の課が連携して相談対応したり、弁護士相談などの専門機関をご紹介します。

まずは相談から。真庭市は、あなたの「暮らし」を応援します。安心してご相談ください。

☎ 真庭市生活総合相談窓口(暮らし安全課) TEL0867-42-1017(FAX1319)